

平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年 3月 7日 開会

平成25年 3月19日 閉会

平成25年 3月15日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 11 号から第 66 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	早 瀬 仁 志 君	5 番	中 嶋 すみ江 君
6 番	松 浦 和 浩 君	7 番	上 杉 晃 央 君
8 番	岡 本 美代子 君	副議長 9 番	坂 田 美栄子 君
10 番	宗 像 密 瑠 君	11 番	大 原 昇 君
12 番	吉 住 博 幸 君	13 番	橋 本 博 之 君
議長 14 番	古 舘 繁 夫 君		

○欠席議員

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	高 木 恵 一 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	財 務 主 幹	矢 萩 浩 君
政 策 主 幹	武 田 孝 司 君	契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君
税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君	環 境 生 活 主 幹	谷 川 明 弘 君
児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君	福 祉 主 幹	井 上 和 俊 君
健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君	農 政 主 幹	但 馬 憲 司 君
公 社 主 幹	広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君	建 設 主 幹	門 別 孝 志 君
建 築 主 幹	佐 藤 修 君	水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君
病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	平 野 浩 司 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君	学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君
社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君	文 化 ホール 調 整 主 幹	石 坂 聡 君
ス ポー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君	農 委 事 務 局 長	岩 田 憲 次 君
選 管 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事務局 長 浅野 俊伸 君 次 長 荒井 紀光子 君
議事係 長 水上 修一 君 庶務係 長 那須 清二 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成25年第1回美幌町議会定例会第9日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番坂田美栄子さん、10番宗像密琇さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、大原昇議員、本日所用のため、遅参の旨、高木監査委員、本日午前中欠席の旨、土谷町長、公務のため、本日欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第11号から
議案第66号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定につ

いてから議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算についてまでの56件を議題とします。

疑問点等整理のために、暫時休憩します。

再開は、おおむね午後2時30分をめどとしておりますが、状況に応じて再開しますので、御了承願います。

午前10時 2分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） この条例の表記の仕方なのですが、新年度予算の予算のほうを見ても、受託の費用で見ているのですよね。現実、これは美幌町が受託する内容だと思いますので、委託でいいのかどうかということ、ちょっと私も思うところがあるものですから、予算書はちゃんと受託費の数字も出ていたもので、符合しなくていいのかどうかということ、私なりに委託という言葉と受託という言葉をそれなりに調べたつもりもありますが、行政側の受けとめ方としては、しつこいようでもありますけれども、これは中身からいって受託行為だと思っているところがありますので、御説明を願いたい。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問でございますけれども、基本的には、これについては地方自治法の252条の14第1項の規定に基づいて、美幌町から見れば受託の内容でございますけれども、道のこれまでの規約に関する制定等を見ますと、委託ということで処理させていただいていることで御理解いただきたいというふうに思います。内容については、美幌町が津別町から受託するといった内容でございますので、御理解いた

きたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） そう言われたら、これ以上、正直言って何も無いのですが、私はやっぱり誰が見てもわかりやすい言葉というのが妥当だろうと思うもので、そういう意味も込めて、いま一度、仕方がないのだという趣旨だと受けとめますが、もう一度お伺いしておきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の第11号の206ページ的美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定の中で、先ほど御説明申し上げました地方自治法252条の14の第1項の中で、内容の中で、美幌町が受託するということが規定してございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号美幌町パブリックコメント手続条例の制定について、質疑を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点につきまして、2点お聞きしたいと思います。

第1点目は、パブリックコメントは、そもそも一昨年、美幌町自治基本条例の素案の段階でパブリックコメントが始まったかなと。この様式といいますか、今日につながっているパブリックコメントという意味ではそのように認識をしておりますが、今回の手続条例の公布に当たって、過去1年余りのパブリックコメントの受け取りの踏まえた条例だというふうに思っておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） おっしゃるとおり、パブリックコメントは、自治基本条例の

条例を練っている段階で、こういう意見の公募ということが出てきまして、先んじて、自治基本条例ができる前から実施要綱をつくり、広く住民の意見を求めてきたということでありまして、今まで各種条例、計画、既に制定等をやってきておりますので、常に意見の公募ということで、要綱を制定した後は全てにおいて実施をしているという状況にあります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そういたしますと、私も自治基本条例の策定作業にかかわって来ましたということで、少し調べてまいりました。平成22年12月29日から1月27日まで受け付けた美幌町自治基本条例の素案を第1号といたしまして、今日まで美幌町が公表しておりますコメントの結果については19件ございます。そのうち、パブリックコメントをお寄せいただいたのは6件7名ということで、パブリックコメントそのものはなかなか定着していないということを感じているのですが、多分これからもこのような形式で、手続そのものはこの条例に基づいてやられていくというように思うのですが、過去1年間の経過を踏まえて、行政として、今回提出するに当たって、何らかの思いがおりかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 確かにおっしゃるとおり、私どももパブリックコメント、ほとんどが1カ月間を設けた中でやっております。その中では、やはりどうしても意見は非常に少ないということを感じております。条例あるいは計画をつくる段階では、それなりに重要な案件につきましては、その段階で既に住民の方々にも御参加をいただいているわけなのですけれども、それにしても、正式にこういった手続条例をつくった中でも、やはりどうしても意見が少ないということからして、当然、啓蒙等もさらには工夫を積み重ねて、広く御意見を賜りたいとい

うことを進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そこで、二つ目の質問に入りたいと思うのですが、実は政策等の案の公表は第6条で示されております。パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策等の案とともに次に掲げる事項をあわせて公表するというので、内容が公表され、それに基づいて、その材料があるので、パブリックコメントが町民は参加できると、こんな形になっているかと思えます。

そこで、今、一番新しいパブリックコメントの意見を募集している案件でいえば、一番新しいのは第3次美幌町行政改革大綱及び第5次美幌町行政改革実施計画になるかと思えます。町のインターネットの公になっているのがこれです。私は、たまたまインターネットで見ることができるので、案や関連資料はインターネットから出てくるのです。しかし、インターネットを持っていない人については、案関連資料の閲覧及び配付場合は担当のところに行かないと結局見れないという形になっていて、多分そのことが、なかなか案に対する意見を出したいけれども意見をなかなか出せないという仕組みがここにあるのではないかというように思っています。

それで、第6条そのものは間違っているとか、そういうことではもちろんないのですが、条例上の瑕疵は全然ないというように思うのですが、多分この1年間やってみて、なかなか応募がないという裏側に、町民と行政との間にちょっと遠いだろうというように思っていますので、案は案として、条例案は条例案として、これはこれでよろしいというふうに思うのですが、このままだと、結局、必ずしも魂が入ったパブリックコメントの手続条例にはならないのではないかという危惧がございまして、何らかの対応が求められているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 非常に難しい件だと思います。今おっしゃった、直近のであれば行革の大綱、あるいは実施計画、それなりにボリュームもありますので、なかなかそれを配付するとか云々とかというのはなかなか難しいかなと思いますので、今はインターネット上で見れるようにするのと、担当部署で閲覧ができるようにということをやっておりますが、もう一步踏み出せば、その担当部署のみならず、もう少し、例えば公共施設の輪を広げていくというのも、また一つの方法かなとは思っていますので、そういった、もっと意見を出しやすい環境をつくっていくことにつきましては、前向きに考えたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2項目めの二つ目ということで、これで終わりにいたしますが、町内会館などは、利用されていないときは完全に塞がっていますので、公共的な町民に近い順番でいくと、なかなか公共的な場所、いつでも見れるというような場所が美幌町においても制限があるという中で、しかし、パブリックコメント手続条例の町民の町政への参加を推進し、もって町民との協働による開かれた町政への実現に資するという上では、この1年間の経過を踏まえすと、なかなかそう簡単にいかないということを腹に置いて、例えば、概要判をより広い場所で閲覧ができる、より詳しく知りたい場合は御足労でも役場の担当までおいでいただきたい的な改善が求められているというふうに思っていますので、ぜひ、これは条例に魂を入れるという意味で御検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） いろいろな手法をこれからアイデアを出して、今おっしゃったようなことで魂を入れると。つくっただけの制度ではなくて、実際に広く町民からの意見をいただき、それをどう反映するかというのは我々の仕事でもありますし、いろ

いろな制度の中では町民主体の制度なものですから、それらについてはいろいろ工夫をしてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号美幌町審議会等の会議の公開に関する条例の制定について、質疑を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ここは1項目だけあります。

一つは、第3条と第7条の関係です。第3条では、会議は公開されるということで、公開されている会議を傍聴する者にとっては、一字一句というか、ニュアンスも含めて全部その情報を受け取ることができるのですが、第7条、会議録の作成と公開という段階で、従来は情報公開で会議録を求めた場合、審議会の委員の名前が黒塗りになる。それから、発言は要点筆記という形になっております。それで、微妙なニュアンスの違いも受けとめられない、あるいは誰が発言したかさえもわからないという状況になっております。

そこで、第3条で、会議は原則として、秘密会をあえて選ばれば別ですけれども、そうでない場合は会議は公開されているということから、会議に傍聴ができない、そういう場合には発言者の名前の黒塗り、あるいは発言の要点筆記ではなくて、正確に会議録は作成されるものというふうに、条例上の精神からいってそう判断されるのですが、そう判断してよろでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 3条は基本的な考え方で、会議は公開というのが原則ということで、ここが一番のやはり民意であります。そこで、7条の会議録の作成ということでもありますので、ほとんどのものといったらおかしいですけれども、基本的にはもうオー

ブンに当然するというのが基本なので、それに向けて進めてまいりたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 黒塗りなど、あるいは極端な要点筆記にはならない、少なくとも、要点筆記の場合であったとしても、忠実に会議録は作成されるというふうに受けとめます。

その上でなのですが、大事な審議会の場合は、傍聴できれば別ですけれども、そうでない場合は、情報公開の請求手続に従って1ページ20円の料金を払って手に入れるという状況になるかと思いますが、公開という表現がありますので、あえて情報の請求行為、1ページ20円を払わなくても必要などいのですか、図書館を含めまして、町内の主要な場所では閲覧ができる、無料で見れるというようなところにつきましても、公開という点ではぜひ徹底していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 閲覧につきましても、正規に基づく資料の作成ということではございませんので、閲覧につきましても、そのような方向で考えたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号美幌町個人情報保護条例の一

部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町附属機関に関する条例制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 附属機関に関することについて、第2条と第3条に絡めて二、三お聞きしたいと思います。

1点目は、諮問されて、その審議会等がその内容を調査したり、答申をすると思うのですが、任期という意味ではなくて、少なからずその項目の終えんをもって、その項目の、もちろん終えんですから、任から離れると解しているのか。任期があるからといって、答申はしておきながら、永遠に自分たちはそのものを扱っているというふうに捉えているのか、あえてその点をお聞きしたい。

次に、この条文どおりだと私は思うのですが、執行機関が委嘱するというふうになっていますが、構成メンバーの中で、いやいや我々は町民から選ばれているのだという錯誤があった場合、どのような執行者は対応をとるのか、その2点について、まずお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） まず、附属機関の任期といいますか、仕事上の任期だということだと思いますが、これは自治法でもとになる制度が、根拠法令があるわけでありませぬけれども、その解釈の中では、附属機関としての答申を出した後、特に町長が何らかの要請だとか、そういう本当に特殊な事情でありますけれども、そういうことがない限りは、通常は、その案件に対する任務は終了したものという考えということでございます。

それから、この選ばれる関係ですね、町長が選ぶということになっていますが、町民か

ら選ばれるということはどういう意味でお尋ねになっているか、ちょっと定かではありませんけれども、町長は町民に選ばれている執行機関の長ということであれば、それは間接的には町民から選ばれたということになるでしょうし、このルール上の中では、町長が選任をするということになるろうかと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

吉住議員、1問ずつ、済みません。

○12番（吉住博幸君） 今からやっていきます。

1回目の1番目のことであります。あくまでも私は、全体の任期ということではなくて、諮問された項目の終わりの時期はいつだとお聞きしたつもりでいしましたが、例えば、諮問された項目が、会期が何回あろうと、任期中に、出されたものの少なくとも答申した段階で私は終えんだと思っているものですから、そのところを、この1項目はまず御確認させてください。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 基本的には、答申が出された段階で任務は終了ということで、そのとおりだというぐあいに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 私は附属機関である以上、ある意味では、町長の、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、部下の部類だろうというような気がいたしています。これは私の感覚ですから。ですから、そういう意味では、私の言葉で言えば、町民から選ばれたのではなくて、その案件に関しては町長から、ちょっと専門的という言葉が適当かどうかわかりませんが、考え方を示せと。それに対して、私は参考にさせてもらうという部類の、そういう意味で、どちらかという町民から委嘱を受けたというか、委嘱を受けたという感覚でいるのですけれども、その点を一度明らかにしていただきたいとい

うことであります。いま一度お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 町長から委嘱を受けて選任をされた機関ということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 今の問いかけの中で、さらに一つ項目をふやしたつもりでいます。それは、あえて答申した段階で終わりとすれば、もちろん町長がその活用において、参考意見と、こういう言い方はちょっと酷な言い方かもしれませんが、それが執行者において、答申を受けた内容を必ず実行するものではないと私は思っていますが、その辺の見解をお聞きしたいと存じます。これで終わりのものですから、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 今、御質問、御質疑いただいているように、お考え示されておりますように、基本的にはそういう考えでよろしいかと思いますが、答申に縛られることは法的な拘束力はないということで御理解をいただきたいと思いますが、行政は生き物と言われているように何があるかわかりません。特別な事情が生じたり、あるいは緊急の事態だとか、そういったことがない限りは、やはり附属機関が設立された趣旨を考えると、やはりその出た答申には町長としては尊重をしながら、そして総合的な判断をしながら、法的な拘束がないにしても、やはりそういった姿勢というのは必要なのではないのかなど、このようにも考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 第1条に限ると思いますが、御質問いたしたいと思えます。

美幌町に、今回、附属機関に関する条例の制定を、制定しようとする理由を聞かせていただきたいのですが、自治法138条の4第

3項、これは、ごく最近変わったというのではなくて、執行機関の附属機関というのは、224ページの附則の2に列挙しております各審議会等が突然降って湧いたように附属機関だよということになったわけではない。以前から附属機関である。しかし、しっかりと執行機関の附属機関なのだとすることを明確にしようという目的で、今回、美幌町附属機関に関する条例の制定をしようと言われたというように解釈してよろしいのでしょうか。

といたしますのは、数年前に、執行機関の附属機関から議会に対して、自分たちが決めたことに対して議会の意見を聞きたいという場面が再三ございまして、二元代表制をこれは大きく逸脱するものだというふうに、私は、あるいは同じように考える議員も多数おりました。大変これは嘆かわしい事態であるというように思いました。行政も議会も両方統括した機関であれば別ですけれども、町長が任命し、町長の諮問に対して答申する。まさに執行機関の附属機関が、その範囲を乗り越えて行動されるというのは大変問題だという場面がございました。

それで、自治法の138条の4第3項、法律が制定された時点から基本的には変わっていないというように思うのですが、念のため確認したいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 附属機関の考え方については、ただいまお尋ねのあったとおりの見解であります。なかなかその辺が、附属機関という位置づけをはっきりとしていない機関もあったり、あるいは根拠になるものがどこにあるのかだとか、その辺の整理もとれていない部分もありましたので、それら全部整理をして、位置づけを明確にしたということで、特に附属機関の制度が変わって新たに設けたということでは決してございません。大江さんが御指摘のとおりでございますので、御理解をいただきたいと、このように思っています。

そして、当然、附属機関の役割、趣旨、こ

それはやはり第三者に意見を聞く、あるいは調査を頼む、そして答えを求めるとというのが主な職務とする機関でございます。したがって、先ほどからお答えしていますように、答申が出た段階で任務は終了ということで、そういう機関の位置づけ、任務、明確になっておりますので、そうした取り扱いを行ってもらうということで、今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 若干、事務的なことでつけ加えさせていただきますと、行政実例でも、今、大江議員がおっしゃったような実例がございます。

今回、私も条例を一括条例に移管した背景には、提案の内容の説明でも申し上げましたが、きちんと実態を調査、全委員会を調査した中で、実態を把握をした中で、やはり附属機関という性格を持っているものが実はございましたので、その組織については附属機関として位置づけるとともに、やはり明確化をするということで、今まで一つ一つの附属機関がそれぞれの条例を持っていたけれども、そのことによっての弊害ということが実は今まであったわけで、それが附属機関であってみたい、附属機関ではなくて要綱が定めてあってみたいというようなことがあったりして、行政実例の中でも自治法の138条の4の規定による組織というのは、やはり相当程度の組織化された形のもの法律または条例によって設置すべきものということで、これは条例により、あるいは法により規定をしなければならないと。そうしなければ、逆に言うと法的に問題があると、そういう実態があるのであれば、それはきちんと条例化なり、法律で定めるものは法律によって設置されておりますけれども、町のほうでは条例によって位置づけるべきものということがございます。

いろいろな組織の中では、執行機関の部局内の、要するに我々職員による組織もございりますが、これは附属機関になるものではござ

いませんが、そうではなくて、外部の委員、町民の方とか、あるいは有識者の方だとか、こういった人たちが加わって組織化されるというものにつきましては、やはりその設置については自治法138条の4に基づく附属機関として定めるべきであるという範例が出ておりますので、加えさせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今回、附属機関に関する条例を制定するというのは、当美幌町にとっては大変意義のあるものだと思っております。ただし、自治法では明確に以前から執行機関の附属機関ですよという位置づけをした上で、任命したり任務を配置していると。にもかかわらず、二元代表制そのものを飛び越えて、みずからの答申が、例えば、議会が否決する、そのことによって何だというような行動が現に行われた。私は、ある執行者に対して、これは完全に二元代表制を踏みこむものであって、放置できないというふうにお話しした時点もあります。しかし、その時点では、是正されないというような状況が苦い体験として美幌町には存在しております。

したがって、執行機関、首長などからの諮問に対して答申が出されて、その処理が終わった段階で附属機関のその部分の任務は達成されたものであり、執行機関に対応する議決機関としての議会に対して個人的にどう思うかは、それは別ですけれども、附属機関として、おかしいというような行動をとるようなことは今後一切あり得ないというふうに思うのですが、そう解釈してよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 制度上のことで、制度上のことしか申し上げることはないのですが、そのとおりであると、このように考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 参考資料の25ページを見ております。実は、この一覧表の中で、鳥獣被害対策実施隊員のことについてお聞かせ願いたいと思います。

この方々の隊員の任務というのは、有害駆除等の鳥獣に当たって、私物、銃、それから銃から発射される弾、現実、任務を遂行するためにこれがかかります。そういう意味で、改めて、この報酬というのは、その任務を遂行した上での日額なのか、いやいや簡単に言うと、体だけは日額のこの金額ですと。俗に言う必要経費、銃の購入、その瞬間は購入とは言いませんけれども、全体を通した場合、維持、管理、登録、保険、もちろん弾代、そういうところの考え方をお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 鳥獣被害実施隊の報酬につきましては、鳥獣被害の実施に伴いまして、その出動した日当ということでございまして、これにかかります弾代でありますとか、保険料という部分については入っておりません。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 入っていないという意味は、二通りにとれると思います。この表では入っていないというお答えですから、そのとお受けとめますが、見ないという意味の入っていないということなのか、必要な経費を別な枠で見るとよという意味の、この表でいう入っていないなのか、それを明確にし

ていただきたい。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） ハンターにかかります、ハンターというか、隊員にかかります保険料につきましては見ておりますけれども、あくまでも、ここでは出面の日当ということでございまして、弾代等については見ていないと。入っていないというのではなくて、見ていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 弾代等につきましては、個人の負担ということでございませぬ。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 出動した後、今言ったように、しつこいようであります。銃を持って、弾も、それを遂行するために、今何発とは言えないのですが、例えば、10発撃っても20発撃っても自腹だよと。銃の、あえて言えば、長きにわたると、その瞬間でなくて、修理代も払いませんよという答弁として受けとめていいということですね。確認ですから。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） あくまでも出動したときの日当ということでございまして、出動して鳥獣を撃つ撃たないに関係なく、この日当については出面という部分だけでございまして、弾代等についてはあくまでも自己負担ということで御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会としたいと思います
ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めま
す。

したがって、本日はこれで延会することに
決定しました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会
します。

午後 3時57分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員